

**大洋リアルエステート株式会社**

送信者: "大洋リアルエステート株式会社"  
宛先: "三原破産管財人"  
Cc: <kimura>; <sugiyama>; <lizuka>;  
<danno>; <kono>; <ito>;  
<yanagisawa>; <nakanishi>; <e\_sano>;  
<t\_ara>; <mi\_ito>; <k\_katou>; <k\_morit>;  
<h\_aeade>; <m\_mikami>; <k\_nonaka>; <kido>;  
<keyanot>

送信日時: 2012年6月12日 13:11  
添付: 三原管財人よりの「照会書」.pdf  
件名: 御堂筋共同ビル開発特定目的会社 平成23年(ワ)第5459号の件  
2012年6月12日

御堂筋共同ビル開発特定目的会社  
破産管財人 弁護士 三原 崇功 様

大洋リアルエステート株式会社  
代表取締役社長 堀内 正雄

2012年(平成24年)6月7日東京地方裁判所民事第20部にて開催された  
標記破産会社の債権者集会に関して、当社が裁判所に照会した処、  
同社破産手続が又々続行され、次回集会日(7月13日)を決定されたと  
裁判所より伺いました。

この見込みのない破産が何故続行されたのですか?  
添付貴殿より受取った2012年(平成24年)3月9日付  
「照会書」にも大きく矛盾すると思われます。

本書到着後3日以内に、裁判所が本破産手続を続行された  
理由のご説明を求めます。

以上

## 照 会 書

平成24年3月9日

債権者各位

〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園1番3号

市政会館地階 三原法律事務所

電話 03-5251-4141 FAX03-5251-4151

弁護士 三 原 崇 功



- 1 当職は破産者御堂筋共同ビル開発特定目的会社（平成23年(フ)第5459号）の破産管財人を務める弁護士です。
- 2 本件破産事件は、破産者が所有する御堂筋フロントタワー（以下「本件ビル」といいます。）について、工事代金の不払いを理由に建設会社より引渡しを拒まれる一方、地権者からは賃料不払いを理由に借地権設定契約を解除されるという錯綜した法律関係の下、抜本的な解決を目指すとの観点から大阪地方裁判所での法律関係調整調停申立事件の推移を見守りながらこれまで続行されてきました。しかるに平成24年3月1日に行われた調停でも解決の方向性すら見い出せず、次回期日の指定はなされたものの、事実上不調となった感があります。こうした経過からして現状では本件ビルの売却処分などは不可能と思われるところ、解決の見通しもないまま破産手続が続くことは問題ですので、当職は平成24年3月23日午後3時より東京地方裁判所で開催される債権者集会で本件ビルを破産財団から放棄した上で配当なく破産手続を終了させる（異時廃止）のもやむをえないのではないかと考えています。
- 3 関係者の協議が調わないため売却処分などができないとはいえ、巨費を投じた本件ビルを破産財団から放棄することについては債権者各位のご意見もあろうかと思しますので、上記のような進行について同封の回答書ないし適宜の様式で結構ですので平成24年3月16日までにご意見をお知らせいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以 上